

トピックス

岩手県 外部評価モデル事業による評価結果

岩手県では、外部組織による評価を実施しています(本誌67号)が、このほど、外部評価モデル事業の評価結果を公表しました。テーマは、県民との協働事業、グリーン・ツーリズム、子育て支援策、ユニバーサルデザイン、中心市街地活性化を中心とした地域づくり、「いわてらしさの実現」に向けた政策の6件で、4件をNPOが実施しています。

「グリーン・ツーリズム」の評価では、エージェント、実践者、市町村役場の政策担当者へのアンケート結果から「県の施策として少なくともその方向性に間違いはないであろうことが確認できた」とした上で、観光産業と連携し、グリーン・ツーリズムから「いわてツーリズム」への転換を図ること、グリーン・ツーリズムを県全体の重要な産業として位置づけ、地域ぐるみの事業への転換を図るといった基本コンセプトの転換を求めています。

<http://www.pref.iwate.jp/hp0212/seisaku/gaibu/hyoka-kekka18/hyoka-kekka.htm>

神奈川県 外部点検及び「政策評価」の実施結果

神奈川県では、平成18年度に各事業所管部局等が約3,500事業について「自主点検」を実施し、19年度にこの結果を踏まえ、特定の事業について県職員以外で構成された点検チームによる「外部点検」を実施し、更に「外部点検」の結果、何らかの見直しが必要とされた事業について「政策評価」を実施することとしています。

18年度は、試行作業として、外部点検が20事業、政策評価が16事業されました。農林水産分野では、「園芸相談事業」が対象になり、評価の結果、事業内容を精査し、地域性、民間代替性の高いものの廃止や整理を行うなど、事業全体の再検討が必要とされています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/gyoukaku/H18hyouka-kekka.htm>

山口県 住み良さ日本一の県づくり運動

山口県が昨年12月から取り組んでいる「住み良さ日本一」県民運動では、それを実現するため、数量的に把握が可能な指標、全国比較が可能な指標、一定の期間ごとに成果や状況の検証が可能な指標を基本に、安全、居住環境、健康と福祉、子育て・人づくり、働く環境、の5分野に57の指標を選び、県、市町、各種団体、企業、県民が、それぞれの役割の中で、住み良さを高める具体的な取組や行動を起こしていく運動を展開します。

このほど、公表された指標の全国順位のうち、農林水産分野では、食品の検査件数(2位)、エコファーマーの割合(7位)、農林水産資源力(1人当たり農業生産額など)(24位)となっています。

<http://www.pref.yamaguchi.jp/cms/a10000/sumiyosa/sumiyosa18.html>

佐賀県 協働化テスト

佐賀県では、県庁の全業務について、その目的・内容等を調査し、その結果を基に県民満足度を高めるために最もふさわしい担い手は誰かなど、広く県民と意見交換を行い、事業実施主体の多様化を図っていくことにし、この一連の調査、意見交換及び実施主体の多様化の作業を総称して「協働化テスト」と呼んでいます。県庁の全業務を公開し、今までどおり直接実施、業務を外部委託、市民社会組織(CSO)や企業・大学等と協働して実施、市町が実施、CSOや企業が実施、の各方法について検討し、平成19年度予算から反映することにしています。

県では、最もふさわしい公共サービスの担い手及び手法について提案を募集していましたが、これまでに361件の提案がありましたが、このうち、農林水産商工本部関係は61件でした。

<http://www.pref.saga.lg.jp/portal/public/WH/FWHM0009Action.do?contentSetId=CID020&categoryId=218>

官民協働 - 都道府県における食育の推進 -

平成17年7月に施行された「食育基本法」は、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」(附則)と位置づけ、「食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとする」とともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない」(第4条)としている。

内閣府の調査によると、「食育」という言葉は、過半数の日本人が知っており、言葉の認知度は高まっているが、朝食を取っていない児童や大人が多く、また、老若を問わず肥満化の傾向が進んでおり、行政と民間が一体となった取組が求められている。

本稿では、都道府県における取組の中から、行政と民間(団体、会社、NPOなど)による「官民協働」として注目される3県の取組を紹介する。

1. 群馬県における取組

群馬県では、食育は、様々な分野に係わっているため、縦割的な発想ではなく、食育の受け手である県民の視点に立ち、食育を一体的・総合的に推進する「ぐんま型食育」を進めている。平成14年に県庁内11の課に、こどもの食育に実際に関わる学識経験者、幼稚園教諭、幼児の保護者の外部メンバーを加えてワーキンググループ(WG)を設置した。

WGでは、第一弾として、15年度に幼児期の食育を重視し、幼児とその親を対象に、楽しく学べるものとして「食育カルタ」を制作し、販売した(販売累計約18,000部)。次いで、16年度に子供向けの絵本と保護者用の解説を一冊にした「ゆうま三兄弟のゆうこ姫を救え!」を完成させ、続いて、17年度に食育紙芝居「こころを育む ゆうまちゃんの食育紙芝居」を完成させた。これらの事業を皮切りに群馬県では、子どものための食育出前講座、食育体験フェアなど、様々な事業が実施されている。

群馬県では、今後の課題として、関係者間の連携、無関心層に対するアプローチ、食育の担い手の育成をあげている。これらの各取組のバックボーンになっているが、県の「子どもを育てるなら群馬県」という政策目標である。

2. 大阪府における取組

大阪府は、企業との協働によって食育を推進している。府では、「府の財政事情が厳しいからといって、食育を推進しないわけにはいかない。いくつかの事業を企業に働きかけて実施している。いずれは、企業

が独自で食育関連事業が展開していけることを期待している。しかし、その場合でも、食育の推進に取り組んでいる企業の活動をメディアに取り上げてもらうようすることや優良事例集で紹介することは、府の役割として残る」としている。

平成15年から始めたコンビニエンスストア「ローソン」との協働による「弁当・惣菜」の開発は、大阪府立健康科学センターが働きかけたものである。弁当・惣菜の開発に当たっての府の役割をみると、府立健康科学センターは、カロリーの高い従来型のコンビニ弁当から野菜を多くした弁当にするため、技術面からアドバイスし、また、モニターによる試食会も実施している。

府では、食育イメージソング「野菜バリバリ元気っ子」をカゴメ(株)の資金提供によって制作した。作詞、作曲もカゴメの紹介によるもので、制作されたCDは、無料で配布されるとともに、インターネット上でダウンロードすることができる。

3. 熊本県における取組

熊本県は、パートナーシップによる施策の推進を図っているが、食育の推進に当たってもこの手法が採られている。「くらしに役立つ食の安全安心Q&A」を作成するに当たって、Q(質問)は、食の安全県民会議の会員が中心になって作成し、A(答)は、県の行政部局と熊本県立大学が作成した。このQ&Aが生協活動にとって重要であると判断したコープ熊本学校生活協同組合は、2006年に独自の予算で、5,000部印刷し、250円で配布した。

また、県は、味の素株式会社と国際理解教育情報センター(NPO)とのパートナーシップによって運営されている「食の教育プログラム」の開発と普及に協力している。このプログラムは、味の素が社会貢献事業として実施しているものである。柱の1つの「食のガーデン」は、自らが作物を育てる体験をしながら食の大切さと、人と自然への感謝の気持ちを学ぶことができる食育プログラムで、もう1つの柱の「食の探検隊」は、世界の国々の食文化をボックスにまとめ、学校や公民館、イベント会場に持って行き、楽しみながら海外の国々の食文化を体験し、学ぶプログラムとなっている。

「朝食を毎日食べている」のは3分の2にとどまる(本誌73号)など、食生活は、深刻な状態にあることには変わりはない。食の問題は、生活習慣に関わっていることから、従来型の行政手法では、確かな効果をあげることが難しい。食に携わる会社やNPO、ボランティアグループがそれぞれ持てる力を発揮してはじめて効果をあげることができる運動で、官民の協働による推進が求められている政策課題であるといえる。

(谷口)

フランスにおける予算制度改革

フランスでは、予算制度を抜本的に改革するため、予算法関係憲法付属法（LOLF）を2001年8月1日に成立させた。この法律は、5年間の準備期間を経て、また2005年7月に一部修正した後、2006年1月1日から実施された。LOLFによる改革は、予算だけでなく、会計（現金主義から発生主義への移行）、公共経営方法、情報システムの4つの面にわたる。LOLFによって、議会における予算の審議・可決の単位を文化、健康、学校教育など34のミッション（うち8つが2つ以上の省で1つのミッションを共有する省間ミッション）別に「公的支出に関する業績評価」に応じて、行うことになった。

LOLFによる業績評価には、評価（évaluation）という語が使われているが、指標を選定し、目標値を定めているので、米国等で実施されている「業績測定（performance measurement）」と同じである。有効性、効率性、サービスの質の3つのタイプの指標が設定され、2006年予算で設定された指標は、有効性が40%、効率性が30%、サービスの質が30%となっている。また、2006年予算で数値目標と達成時期を明らかにしたのは65%にとどまっている。しかし、この点について予算編成を行っている経済財政産業省予算局（以下、予算局）の次長は、徐々に上げていけばいいという方針であるという。

予算局によると、業績評価は、行政の活動による成果を測ろうとするもので、政府が立てる大きな政治的な目標については、評価をしていない。例えば、失業率がどの程度減ったかという指標はなく、研修や職業訓練を受けた人が、どの程度早く仕事を見つめることができたかが分かるような指標を選定するようになっている。また、業績評価の目的は、設定された目標に対してどの程度達成できたかを測定することで、評価結果によって、予算の削減など、どのような懲罰も避ける方針である、とも述べている。

わが国では、評価結果を予算編成に直接反映させることが目的になっているように見受けられるのは、大きな違いがある。

LOLFは、議会における予算審議のあり方を根本的に変えることを狙ったものである。LOLF実施の前は、議会は実質的な審議をしないで、予算の94%を更新し、突っ込んだ審議は予算の6%を占める新しい措置のためにのみ行われていたという。ミッションごとに予算が提出されることになったことで、議会は、審議する能力を取り戻すことになることが期待されていた。

予算局次長によると、「LOLFによる議会での予算審議は2006年分だけであるが、少し変わった。下院と上院の財務委員長は、2007年の予算審議では、全体審議を少なくし、委員会での審議を強化することによって予算と業績に関して議員がよく審議できるようにしようとしている。議会での業績に関する審議は、2007年予算ではもっと多くなると見られ、現に、行政の活動や公共政策の効果、効率に関する質問が多く来ている。更に、議会は、プログラムを担当している幹部からヒアリングをすることに決めている。予算改革は、まだ、1年しか経験していないが、議会での予算審議における変化は既に起こっている」としている。

各省には、LOLFを推進するためのチームが設置されているが、農水省財務局国家予算改革プロジェクトリーダーによると、多種多様な研修対象と研修プランを作成し、実施するとともに、本省局長、地域圏（フランス本土に22ある。州とも訳されている）レベルと県レベルの局長を対象に2005年に3回セミナーを開催し、LOLFの実施の準備に当たった。LOLFでは予算年内であれば、プログラム内の歳出は、プログラムの責任者（通常の場合、本省局長）が変更できることになっており、これを効果的に行うには、プログラムの管理を的確に行って行く必要がある。そのためには、現在の7つのプログラムを4つに再編するとともに、地域圏と県レベルで権限・業務が二分化されているのを整理し、可能な限り簡素化することが必要である、としている。

教育省との省間ミッション「学校教育」を担当する教育研究局長は、LOLFの実施によって教育省との仕事やりやすくなったと述べている。「これまでも、教育省の高等教育・技術教育の担当の局といろいろな話を持ってきたが、共通の教育政策をとる可能性も探ることができるようになった。例えば、教員の雇用や試験を共通に実施しよう、奨学金を今までのような社会的補助金ではなく、成績のいい生徒に対して出そう、ということができるようになった。このような連携は、農水省の人員は教育省に比べ小さいので、農水省にとって非常に良いことである」と、LOLFを高く評価している。

フランスの予算制度改革は、2007年1月から2年目に入る。議会における審議に変化が生じているといわれ、これを可能にしたのが分かりやすい予算書であり、業績指標であるという。また、省間ミッションは、予算審議に活用されるだけでなく、指標の共通化によって省間で議論できるようになったことの意義は大きい。これから経験を重ねることによって、進化を遂げていくものと見られる。（谷口）

出張報告

鳥取県における政策評価を行わない施策の実施等

平成 18 年 11 月に、当センター永山が、鳥取県庁を訪問し、調査した結果を以下に取りまとめた。同庁のご協力に厚く御礼申し上げる次第である。

1. 総合計画を策定しない県政

鳥取県においては、いわゆる総合計画を策定していない。その理由は、地方財政制度が大きく変わろうとしているこの時期に、5 年先のことでわかるわけがないのに、総合計画を立て、県の運営を硬直的にしてしまうのは問題との知事の考えによる。

この考え方については、ほぼ県民の理解を得られていると考えており、現在では、議会からときどき、長期計画を策定して県の方向性を示すべきではないかという質問が出る程度とのことである。

ただ、知事の 2 期目の選挙における公約（県民との約束「改革と地域の自立」）に向けて、平成 15 年 3 月 19 日）が出ており、これが生きていて県の方向を示すものと言えよう。

また、部単位での対象事項を限った 5 か年間のアクションプラン（例、二十世紀梨再生プログラム）はある。

予算編成方針は、毎年出ているが、それは留意事項であり、そのことに関する予算が優先的に扱われるというものではなく、原則として、そのことに関する要求はもらさずに出すように、というぐらいの意味しかない。

2. 予算制度の特徴

鳥取県の予算制度において、特徴的なことはシーリングがないことである。部ごとあるいは事業ごとの枠を定めていないため、1 件ごとに予算が最初から議論されており、毎年、部又は事業の予算シェアが大きく変わっているとのことである。

それでも、おおよその傾向はあり、知事の姿勢等を反映して、福祉、教育関係の予算が多くなっている。財務課長内示以降の予算編成過程からホームペー

ジで公表しており、県民あるいは関係団体等の意見を求めている。それらの意見は、ほとんど要求部課へ出されるところ、それにより、要求部課において、事業内容、予算額等を変更することがあるし、次の段階である総務部長、知事へそれらの意見を紹介して同じ内容の予算要求が行われることもある。

また、県議会においては、各会派から財政課長内示が終わった段階で、提言の形で予算に対する意見要望が出される。

このように、県民等が予算編成の過程から意見を述べ、参加することにより、事業の適切な実施等を図っている。

3. 新規予算の決定

新規の予算については、事業内容及び予算額以外には要求の必要性和目的を記載させており、数値目標を定めることが可能な事業はあるが、きわめて少なく、ほとんどの事業は、数値で表わした達成基準も定性的な目標も記載されていない。

それを財政課長、総務部長、知事と各段階で査定していくことになるが、要求内容とともに査定した者の意見をつけて、上述のようにホームページで公表される。その査定の意見については、公表されることによって県民等の判断を仰ぐことになる。

4. 既存予算の査定

既存の予算については、上述のように 1 件ごとに最初から議論されることから、目的の達成状況等を見て事業内容の変更、予算額の増減、廃止の議論がなされる。ほとんどの事業において達成基準や数値目標が設定されていないことから、客観的判断に基づく査定は困難であるが、査定の意見についても新規予算と同様にホームページで公表され、判断の結果について県民等の判断を仰ぐことになる。

5. 終了事業の扱い

終了した事業については、事後の評価は行っていない。それらは、目的を達成したか、だめな事業と判断して止めたか、どちらにしても結果を残す必要がないからである。（永山）

編集後記

オーストラリアに行ってきました。

オーストラリアは、旱魃でした。もともとこの国は水資源に恵まれず、25 年に一度は旱魃に襲われています。しかし、今回は 100 年に一度の大旱魃で、小麦の収量などは例年の半分以下（2400 万トン→900 万トン）とのことでした。飲み水に事欠くということはありませんでしたが、ホテルで、バスタブにお湯をためてゆっくり入ることは、はばかられました。

日本には、「湯水のごとく使う」という言葉もありますが、「水」の大切さ、かけがえのなさを感じたことでした。（伊藤）

AFFPRI report

平成 18 年 12 月 15 日 No.74

（財）農林水産奨励会・

農林水産政策情報センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13

三会堂ビル 9 階

TEL 03・3568・2107

FAX 03・3568・2108

URL <http://www.affpri.or.jp/>